

共有 宅建 H15-04-4 《#624》

【問】 正誤をつけよ。

A、B及びCが、建物を共有している(持分を各3分の1とする。)。各共有者は何時でも共有物の分割を請求できるのが原則であるが、5年を超えない期間内であれば分割をしない旨の契約をすることができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 共有物の分割請求【★基礎必須】

- 1 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。(不分割特約)
- 2 前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から5年を超えることができない。(民法 256 条)